

平成17年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第4号）

平成17年6月9日（木）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 発議第5号 助役の辞職勧告決議について
- 日程第3 議案第40号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について
- 日程第4 議案第41号 瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第42号 瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第43号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第44号 瑞穂市自転車駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第45号 瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第46号 瑞穂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第47号 負担付き寄附の受納について
- 日程第11 議案第48号 市道路線の認定について
- 日程第12 議案第49号 平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第13 発議第3号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書について
- 日程第14 発議第4号 地方議会制度の充実強化に関する意見書について
- 日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15までの各事件

追加日程第1 発議第6号 土地財産調査特別委員会設置に関する決議について

追加日程第2 土地財産調査特別委員の選任

追加日程第3 閉会中の継続調査申出書

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	広瀬時男
5番	熊谷祐子	6番	松野藤四郎
7番	浅野楔雄	8番	堀孝正
9番	桜木ゆう子	10番	小川勝範
11番	小寺徹	12番	藤橋礼治

13番 山本訓男  
15番 星川睦枝  
17番 土屋勝義  
19番 西岡一成

14番 広瀬捨男  
16番 棚瀬悦宏  
18番 澤井幸一  
20番 山田隆義

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長	今井恭博
市長公室長	青木輝夫	総務部長	関谷巖
市民部長	松尾治幸	都市整備部長	水野年彦
調整監	中島隆二	水道部長	松野光彦
教育次長	福野正		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
書記	古田啓之		

開議の宣告

議長（土屋勝義君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1 諸般の報告

議長（土屋勝義君） 日程第1、諸般の報告を行います。

4件報告いたします。

1件目は、6月8日、広瀬捨男君から、お手元にお配りしましたとおり発議第3号地方六団体改革案の早期実現に関する意見書についてが提出され、受理しましたので、報告をいたします。

2件目も意見書の提出の件です。6月8日、西岡一成君から、お手元に配りましたとおり発議第4号地方議会制度の充実強化に関する意見書についてが提出され、受理しましたので、報告します。

3件目は、堀孝正君から、本日、お手元に配りましたとおり発議第5号助役の辞職勧告決議についてが提出され、受理しましたので、報告します。

4件目は、議会運営委員長から、本日、閉会中の継続調査申出書が出されております。これも受理しましたので、報告いたします。

これら4件については、後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

---

日程第2 発議第5号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第2、発議第5号助役の辞職勧告決議についてを議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

8番 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） ただいま議題になりました発議第5号助役の辞職勧告決議についてでございます。

本議会は、助役 福野寿英君に対し、次の理由により辞職勧告を議決するという内容でございます。発議は、私、瑞穂市市会議員 堀 孝正でございます。賛成者は、同じく山田隆義議員、同じく西岡一成議員でございます。

その理由といたしまして、平成17年第1回瑞穂市議会定例会に提出された議案第9号及び議

案第36号が撤回に及んだことは、瑞穂市政に大きな汚点を残し、市民に対しての信頼を大きく失うこととなりました。その責任は、経緯・経過を見ると、事務監督責任者である助役 福野寿英君本人がその責務を怠ったことにより招いた結果であり、重大な過失・失態である。よって、本議会において辞職勧告を提案するものでございます。

つけ加えて申し上げますが、今も申し上げましたように、議案第9号、第36号がずさんで不正な内容であることが判明したにもかかわらず、3月末から6月定例会まで約2ヵ月有余の間、総務常任委員会に付託されておりましたこの場においても、また議会全員協議会等におきましても、いろいろな場所で議会との接触がございました。そのことに触れず、弁明もすることなく、今議会で追及されて初めてその謝罪をしたということでございます。このことにつきまして、議長に早い時点で内容のずさん、不正を報告し、臨時会等をお願いしておれば、本日の事態を招くようなことはなかったと考えます。このことは二元代表制であります議会軽視で、すなわち主権在民でございます市民の信頼を裏切るものでありますので、議員諸氏の賢明な判断をお願いし、提案の説明とさせていただきます。

つけ加えまして、このことにつきましては、すべてのことを一般市民に紙面をもって公表することも申し上げまして、私の提案説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（土屋勝義君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第5号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 16番 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） ちょっとお許しいただきたいんですが、私は咽喉がんになりまして、唾液が一切出ないような状態でございますので、かんでなくても、歯をこうやって動かしてい

ると唾液が出る状態でございますので、水がないとちょっとしゃべりにくいという状態が起っておりまして、まずもってお断りをしておきたいと思っております。御配慮のほど、ひとつよろしく申し上げます。お言葉、ありがとうございます、御忠告いただきまして。できるだけ口をこうやって動かしておるような状態で、唾液を少しでも出そうと思っておりますので、失礼いたします。

私は、どちらにしても、この問題についてはそれぞれの考え方がおありますから、人に対する個人的なこともあろうと思えますし、堀議員のように、自分が首長のときに彼を部下にしてやっていらっしゃった姿もわかるし、その姿もわかっているけれども、同じ職場でいろんなことをやられた方やし、また私どもにはわからないところがたくさんあるんですが、そういうわかっている身近な方をそうした姿にやる姿が本当に、家族でもそうですけど、そういう身近の知り尽くしている方に、こうした道義上、外れたようなことをするということは、私は本当に良心的に、良識的にも不思議に思うんです。そういうことをしていいのかなあと、こう思いますし、また、これはどうでしょうかね。こういう辞職勧告というのは、法的にも何も根拠がない。そういうところで議員が責めまくるのが二元代表制なのか。そういうことをせずに、やっぱり政策で粛々と、堀議員が言われるように粛々レベルを上げてやろうと、高度にやろうと、権能を高めていこうということは初めからおっしゃっておる。そういうことはもう物すごく気になるんです。そして、きのうの一般質問におきまして、辞職勧告するよと言われたら、報酬の件まで言われまして、こんな市はあかんぞ、こんな執行部はあかんと、そういう責め方をされる。私は本当に、きのう一般質問を聞いておまして、もう胸に耐えない気持ちになった。本当にこういうことをすると、あなたの姿はどうなのかと自分に胸に手を当てて考えていただきたいというのが私の考えなんです。そういう考え方を、議会がやっぱり心を通じて、市民の心を聞いておる、そういう議会人になってもらいたいと、こう思います。

今の世の中は、地方分権の中で、ともに支え合っていこうという時代になってこようとしているときに、そういう姿がまずもって反省をしていただかにやいかんと、こう思っております。ほかの方が出されたら、私はこんな反対討論はしないなあとお思っておるようなことでございますし、法的に何もならないものを出すんですから、こういうことをやっては、もうこれだけ議長の不信任案、そしてまた助役の不信任をやり、次から次へ不信任案をやる。市民の皆さんがこの姿を見たらどうなんでしょう。こんなまちなのか。次から人をこうやって恫喝するようなまちにするのか。恐ろしいまちだなあ。私もうち、これが出る前に入ってきたで、こういうことをされると言ったら、「何でだね、ひどいね」というようなことを言われて、私は、どちらにしても、法的に根拠のないことはあまりしない方がいいんじゃないかなあとお思っておりますし、そういういろんな理屈があろうとも、これは私はもう賛成することができないと、こう思っておりますので、皆さんの良心をひとつ訴えたいと、こう思っておりますので、よろしくお

願います。以上です。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 5番 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 議席番号5番 熊谷祐子です。

私は、堀議員の提出されました助役の辞職勧告決議案について、賛成の立場で意見を述べます。私は、このことに関して、賛成討論をするつもりはありませんでした。けれど、今、棚瀬悦宏議員の反対討論を聞きまして、これはぜひ言っておきたいと思うことがありまして、この場に立ちました。非常に悲しい思いで発言させていただきます。

この辞職勧告決議の理由は、3月議会に提案された議案の内容について、事実誤認、不正な内容があったという職務上のミスゆえです。人格的な攻撃をしているものとは思いません。議会というのはどういう場なんでしょうか。なあなあ、まあまあの人情で職務上のミスを許していく場なんでしょうか。

私は議員になりまして1年たちますが、非常に残念だと思えることがいっぱいあります。最近はその私を私は心中密かに、仲よしこよしの大人たちと名づけています。仲間内でなあなあ、まあまあで、瑞穂市は4万人になりましたが、その市政を預かってよいのでしょうか。100億円の税金を預かって、なあなあ、まあまあで、ええかげんな議決をして執行していいのでしょうか。議会は議論の場のはずです。人情と議論は別のはずです。今、辞職勧告決議を出すのは道義上、問題があると言われましたが、全くそういう問題ではないと思います。私は、助役さんの人格的な攻撃は今も、堀さんもだと思えますが、一切しているつもりはありません。客観的に職務上のミスを取り上げたものです。したがって、私はこの提案に賛成をいたします。

議長（土屋勝義君） 次に、反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） ほかに討論ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） ただいま瑞穂市になりましてナンバーツアの執行部、助役に対しましての助役辞職勧告決議案が出されたわけではありますが、大変私の心中は……。

〔「議長、反対か賛成ですか」の声あり〕

20番（山田隆義君） 賛成に決まるとるじゃないの、あなた。何を言っているんですか。僕は議長の指示に従って言っているんでしょう。

議長（土屋勝義君） 隆義君に申し上げます。私語は慎んで、反対なら反対の意見ということで発言を願います。

20番（山田隆義君） 助役の辞職勧告決議案に対しまして、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

新生瑞穂市、名前はすばらしい名前であります。誇りを持って議員活動をしております。しかし、二代表制のこの市政、私はその名前のごとく、ふさわしい市政だと思っておりません。

と申し上げますのは、議会は議決機関、執行部は執行機関。執行機関は責任を持った議案と責任を持った仕事をせねばなりません。議会は、責任を持って、その議案に対して審議をして、いいことはいい、悪いことは悪いと言って、適正な議決をする場であります。そして、しっかり仕事をやったかやらないかを精査するのも議会であります。それが、お互いの立場は違うにしても、五分の力関係を認めておるのが二代表制だと思っております。

その当初の3月議会の予算書において、十分精査が、きちっとして議案を提出する期間も十分ある、中身の大きな汚点があったと。たとえ事務上のミスであろうと、責任が重ければ重いほど、その責任のとり方にも重くのしかかるものであります。

まあまあでどうやと。私は、福野助役は性格的にも人情的にも尊敬いたしております。いい方ですよ。私は悪いと思っておりません。ここに、助役辞職勧告決議案に賛成者で署名した。署名したのは、職務上で署名したのであって、人間性では署名しておりません。福野助役は、人間性においてはすばらしい人情味あるいい方であります。それは私が断言しておきます。しかし、ナンバーツーの助役でおられる以上、職務上の問題、ちょっとした一般社会で、こんな程度は過失やで仕方ないやないかと許せることがありまして、公的財源をもとにしておる。一生懸命市民は働いて、働きまくって、適正な課税がかけられれば、金がなくても払わなきゃならん。そのお金を財源にして市政は行っている。そういう責任の重い市政の執行機関のナンバーツーでおられる助役。たとえ義理人情がすばらしい方でも、職務上のミスは過大な責任を負われるわけであります。

例えば、一般企業でありました。新聞紙上でもにぎわしましたね、雪印乳業の中毒事件。現場でちょっとした汚れ物が入っておったということで、それを飲んだ消費者の方が、あっちもこっちも下痢を起こした。そういう問題が大きく広がって、社会問題になった。マスコミがどんと社長室へ押しかけて騒ぎ立てた。社長がふらふらこいて、言ってはいけないことを言ってしまった。私が現実に現場で知らないことをやってしまったんだけど、東京で本社であって、そんなものギャーギャー言われたってどうしようもないやないかと。どう責任とるんや、どう責任とるんやと言われたって、道義的には感じておるけども、そういう問題を解決することが道義的責任をとることなんだから、そこまで責めないでくれというふうに言われましてけれども、その社会的責任は波のごとく広がって辞職されたわけでしょう。社長はやめられたわけでしょう。一般企業でもそうですよ。公務員は何ですか。公務員、公務に尽くす。公務に尽くすとは、市民の税金が財源であるがために公務に尽くするんですよ。だから、

一般企業と問題にならないほど責任が重いんですよ。社会的・道義的責任が問われて、まあまあでいくことでも、この公務上の問題は責任の重い、職責の責任が問われるわけですね。

先ほど棚瀬悦宏議員は反対の立場で討論されましたね。あなたは何の決議案で賛成多数で決したって、法的な根拠がなければ何ともならんよと。そんなこと言われることが問題なんですよ。法的根拠はありませんよ。辞職勧告決議案が賛成多数で通ったって、わしはやめませんよ、仕事で返しますからと。そんなことを取り上げて、賛成多数で通す議員こそおかしいなと。そういう決心こそ、市民の代表として市民に訴えていけるのかどうか。5万人弱の市民の前で演説してください。私は、市民の代表である以上、その職責の責任を痛感しているからこそ、私は体を張って職務を遂行しておるつもりであります。

かつまた、議長の問題のときでもまさにそうである。その場がいかに大事な職責であるかどうか。今でこそ、その場をしっかりと堅持することが市民の信託にこたえることかどうかということも判断をして、私は、その求められた案件に対して処理すべきであると思うんです。だから、助役の辞職勧告決議案が出るということは、それ相応な中身の濃い問題がはらんでいるからこそ、出す本人は断腸の思いで出されたものと私は思っております。あの方も旧巢南町の町長でありました。そういう立場でありながら、長い見識のもとに、今でこそ、恥をしのんでも市民の負託にこたえることが大事である。体を張って出されたその勇敢さを私は称賛するものであります。

その職責の福野助役、この議案がどういう形で処理されるかされないかは別として、義理人情、特に心のすばらしい方でありますので、責任のとり方は本人が最終的には賢明な判断をなされると思いますが、この議案の中身においては、克明に市長に報告してあるという御説明も聞いております。その責任の重大さをどうかんがみ、市民の負託にこたえることかどうか。こたえられないとすれば、市政の平和な繁栄というものはあり得ない。やむを得ず断腸の思いで申し上げるわけではありますが、賢明な議員諸公の御判断を仰ぎつつ、できれば全員の賛成のもとに不信任案を議決して、議会としての権能の賢明な判断の議決を促すものであります。

以上、賛成討論といたします。

議長（土屋勝義君） 次に、反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） ほかに討論ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 皆さん、おはようございます。翔の会、政調会長の若園五郎でございます。助役辞職勧告決議案の賛成討論をさせていただきます。

本来、助役の職務、本職は執行部の市長の補助であり、総合調整役と私は思います。また、

全員協議会においても、いろいろ名古屋とか出張があるんですけども、やはり執行部の補佐役であれば、「申しわけございません、きょう出張がございます、全協に出られない」という言葉が私は欲しゅうございます。先ほどは法的に意味がないということでございますが、福野さんは人情味のある方でございます。非常に顔を見ても優しい方でございますので、私は人間的に裏切ることはできませんけれども、この1年間の議員生活の中で、議会活動、特別委員会等でございますが、役所の通知、どここのふれあい広場、旧穂積、旧巢南、いろいろございます。月に、自分のことでございますが、15日ほどそこらじゅう顔を出しているんですけども、非常に執行部の方、失礼ですけども、福野さん初め皆さん方、なかなか顔を出してもらえない。やはりその中で議会と執行部との和がとれると思うんです。そういう意味でおきまして、私の総務委員会の副委員長という立場と、今回の助役の辞職勧告決議案の賛成討論をさせていただきます。

地方自治法第167条の規定によると、助役の役割・役職は、市長の権限に属する事務を補佐することでございます。今回の堀越取得について、市長の職務を補佐することを怠っていたと考えます。新聞報道をちょっと見てみますと、今回の一般質問の市長の答弁によりますと、予算査定では事業全体を見るのが難しい。一つ一つ部分は担当者が積み上げてきていると答弁がございました。その中で、予算のチェックの補佐は助役であると私は考えます。また、役割の中の2として、補助機関たる職員の担当事務の監督は助役であります。また、三つ目は、市長の職務の代理を職務するのは、市の最高の補佐機関で特別職である、それは助役であります。

このような自治法の位置づけの中で、瑞穂市助役の一連の堀越用地取得のかかわり方が次のとおりでございます。平成17年4月27日水曜日、総務常任委員会は堀越社長と直接面会し、市がどのように堀越用地取得にかかわったか、経緯について総務委員全員で経緯を伺ったところでございます。その中で、一つ、堀越社長は分割で購入してもいいと説明したにもかかわらず、市は一括で購入したい旨、また議会議決前に助役が堀越社長へ連絡し、堀越社長は助役の言われるとおりに、借り倉庫の解除手続、平成17年5月31日をもって解約するという旨を岐センに言われました。また、ゴルフウエスタンの閉鎖手続もとられ、現況のとおりでございます。三つ目、福野助役は堀越紡績一部売却されたことを把握していたにもかかわらず、平成17年度予算査定のチェックを怠り、市長の職務を補佐できずに、片や政策上、平成16年12月27日、取得面積5,840平米、仮に平米当たり3万1,000円で計算しますと金額1億8,000万円。面積と金額が、市が議会審議するための提案資料が正確な資料が出されなかったことが問題だと私は思います。

その中で、議会の役割は、地方自治法上の権限を適正に凝視し、市の意思決定機関でなければならない。そのために、きめ細かな住民の多様な意見をくみ上げるため、議会での審議等を通して、これを施策に反映する立場にあります。それが議会の役割と考えています。議員の役

割の中で、執行機関を公正に見定め、冷静に批判し、行財政執行上の重要事項について適正で公正・妥当な結論を見出して、これを決定するのが議員各位の心得であると思っております。税金の使われ方に対する監視、認識、議員が努力することが重要な役割と考えています。このたびの瑞穂市助役 福野寿英氏の辞職勧告決議案の賛成討論の理由であります。議員各位の多数の賛成の挙手を求めます。ありがとうございました。

議長（土屋勝義君） ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第5号助役の辞職勧告決議について採決をいたします。

発議第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、発議第5号は可決されました。

---

#### 日程第3 議案第40号について（質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第3、議案第40号岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減についてを採決します。

議案第40号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第40号は可決されました。

---

#### 日程第4 議案第41号について（質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第4、議案第41号瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第41号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第41号は可決されました。

---

#### 日程第5 議案第42号について（質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第5、議案第42号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番 小寺 徹でございます。

議案第42号の瑞穂市職員給与に関する条例の一部改正に対して、反対の討論を行います。

今回の条例改正は、武力攻撃災害派遣手当を新たに創設するという改正案でございます。この創設の根拠として、武力攻撃事態法と国民保護法という法律が国会で可決され、成立したこ

とがもととなっております。この法律の内容本質は、外国からの武力攻撃、さらにテロの攻撃等に対する判断が、武力攻撃が切迫する、武力攻撃のおそれがある、また武力攻撃が予想されるという判断を政府がした場合に有事の態勢をとる、そういう体制を整備する法律となっております。このように政府の予測する判断に基づいて武力攻撃がされるという予測のもとに、国民保護を名目として国民を統制する、さらには経済統制、金融統制まで含めた法律の構成となっております。そういう点で、私はこの法律の趣旨にも反対の立場でございますので、その趣旨に基づいて武力攻撃に職員を派遣する。さらにまた、今度は条例の中でもっておりますから、市民までそれに参加させる、そういう根拠になるということで、この条例改正に対する反対をするところでございます。

以上、反対討論を終わります。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） ほかに討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第42号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第42号は可決されました。

---

#### 日程第6 議案第43号について（質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第6、議案第43号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「議長」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 今回の市税条例一部改正の中で、第24条で個人市民税の非課税の範囲の改正がございます。この非課税の範囲を、65歳以上の者のうち前年の合計所得金額が125万円以下の者に対する個人住民税非課税措置を廃止するという提案となっております。質問ですが、この廃止なる対象の人員は瑞穂市で何人お見えになるか。また、廃止されるとすると、対

象者平均幾らの税負担になるのか。さらに、この改正をすると、瑞穂市税の税額がどれだけ増額になるのか。この提案にあります18年度は3分の2、19年度は3分の1、20年度に全額廃止をするという経過措置がとられておりますが、その年度ごとの税額に対する概算の試算がありましたら教えてほしいと思います。以上3点の質問です。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、65歳以上の方で125万円以下ということでございますけれども、トータルで該当者949名の方が可能性があるということでございます。

そして、平均幾らくらいの税が課税されることになるかということでございますけれども、この制度が廃止されることによりまして、御夫婦の方でございますと4,000円から2万5,600円の税負担ということになります。そして、独身の方でございますと4,000円から4万1,700円、平均でございますけれども、この税負担ということになります。

そして、税額につきましては、算定をしてみないとちょっとわからないということで御勘弁をいただきたいと思っております。以上です。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 議案第43号瑞穂市税条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をいたします。

ただいま質問いたしましたように、対象949人、非常に多い対象者になります。さらに、税負担額も夫婦の場合は4,000円から2万5,600円、1人の場合は4,000円から4万1,700円という税負担が重く高齢者にのしかかる。特に年金受給者でございますし、年金についてもこれから支給額がだんだん減額されていくという状況になっております。高齢者に温かい立場をとる市政であってほしいという立場から、こういう非課税措置の廃止について反対をするということで討論をしたいと思っております。以上でございます。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第43号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第43号は可決されました。

---

日程第7 議案第44号について（質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第7、議案第44号瑞穂市自転車駐車場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号瑞穂市自転車駐車場条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第44号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第44号は可決されました。

---

日程第8 議案第45号について（質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第8、議案第45号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第45号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第45号は可決されました。

---

日程第9 議案第46号について（質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第9、議案第46号瑞穂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号瑞穂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第46号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第46号は可決されました。

---

日程第10 議案第47号について（質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第10、議案第47号負担付き寄附の受納についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 今回の寄附採択の件ですけれども、この用地を見た場合、都市整備部長にお伺いしたいんですが、6メートル道路の確保はしてあるか。また、この土地に対して一部寄附採納の中においてもそのような対応、そして、その周辺の6メートル道路の位置づけなどを確認したいと思います。

総務部長にお伺いします。今回の財産の市の寄附、もう一つ、地縁団体の登録とありますが、認定の方法もあったんですが、本来、呂久地区の地元が考える行為ですけれども、その辺の手續上の問題はどうか、その2点を確認します。以上です。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの2点の質問でございますけれども、この受納する土地の周囲でありますけれども、既に6メートル道路に拡幅改良される計画がございます。既に用地買収は終わっておるというふうに聞いております。

そして、2点目の地縁団体の方法もあったのではないかとということでございますけれども、呂久地区、呂久自治会の方で検討がなされておりますけれども、結果的に市の方へ負担つきの寄附を行うというふうに聞いております。以上です。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号負担付き寄附の受納についてを採決します。

議案第47号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第47号は可決されました。

---

日程第11 議案第48号について（質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第11、議案第48号市道路線の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号市道路線の認定についてを採決します。

議案第48号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第48号は可決されました。

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時40分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第12 議案第49号について（質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第12、議案第49号平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 本議案は、給食センター用地等を土地開発公社で購入することに伴う債務負担行為の補正を内容とするものでありますが、3点質問をいたします。

1点目は、その事業内容及び計画、これは具体的にどのようなになっているのか、明らかにしていただきたいと思います。

そして2点目は、この土地1万1,000平米、坪単価10万3,000円ということでございますけれども、この給食センター用地は、ほかにもっとそれ以下で買えるところはないのか。あるいは、そのための努力はどのようにやられてきたのかについてお聞きをいたします。

3点目は、3月24日に地元の町内会の方から二百数十名に及ぶ給食センター建設反対の署名

が提出をされている。こういう報告を承っているわけでありましてけれども、しからば、その後、地元の住民の皆さん方に対してどのような説明をされてきているのか。そして、それに対する住民の皆様方の対応というものはどうなっているのか。

以上3点について御質問をさせていただきます。以上であります。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 3点の御質問でございますが、1点目にかかわって、私の方からお答えをしたいというふうに思います。

浅野議員さんの方から一般質問でございました。その中で申し上げたところでございますけれども、給食センターを統合するという点については大きなメリットがあるというふうに考えております。そういった点で、教育委員会の基本的な方向として、この二つの給食センターは統合したいという願いを持っております。統合するためには、当然土地が必要でございますので、土地の確保は教育委員会としてもお願いをしたいというふうな、そういった立場でございます。

それで、事業の内容にかかわってでございますが、具体的には現在、内部でさまざま、その方向で検討しております。ただ、まだ土地も定まっておられませんので、対外的な動き出しはしておりません。場所が確定した段階で、具体的にはそれで動き出しをしたいと考えております。計画そのものにつきましては、大体の内部的にはタイムスケジュールも考えてはおります。ただ、これもまだ外へ出しておりません。一番最後、すなわち完成の時期をいつにするかと、これをずっと検討していった場合に、実際に実施をするためには試運転というものが必要になります。私たちの思いとしては、何年度はともかくとして、大体7月に完成させて、夏休み中に試運転をして、9月から実際に給食の配食ができると、そういう体制にしたい。そうしますと、今度は逆にそれをさかのぼっていきますと、最短であれば19年7月に完成、これが一番の最短になるかと思えます。そのためには、今度はもう今年度のうちに設計にかかわっての補正予算をお願いし、18年度に今度は建設をし、19年度の7月までに完成して、8月に試運転をして、9月実施、これが最短だというふうに思っております。ただ、今度は先ほど申しましたように、途中というわけにはいきませんので、もう一つ考えるとすれば、その次の年の7月完成、9月実施と。ですから、最短であれば19年度、ただもう一つ先へ行けば20年度と、スケジュール的にはそういった立場で考えております。

今度は給食センターをどういう形にするかということ、これに係りましては、当然、膨大な予算がかかることでございますので、予算の方は市長部局の方でお願いをすることになります。そういった点で、先ほど申しましたように、土地が固まってくれば、早速にでも市長部局とも今度は予算関係のことでございますので、打ち合わせを進めていきたいというふうに思っております。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 1万 1,000平米、坪10万 3,000円ということでございますけれども、隣の取引事例、畑屋さんの取引事例やら鑑定評価等を参考に10万 3,000円という金額を設定したわけでございます。これでもってまた堀越さんの方には交渉をこれからしていくということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、他のところがなかったかということでございますけれども、こちらが探しに行かなければならないなあとということに、ちょうど堀越さんの話が出てきましたので、こちらの方で手当てをしたらどうかということを進めておるわけでございます。

それから、地元町内会といひますか、地元の反対陳情があつたということでございますけれども、これの説明はどうかということでございますけれども、これは、きのうでしたか、おとといでしたか、市長が申し上げましたとおり、まだ設計もできておらず、どのような格好、形態でやっていくかということも決まっておりませんので、その形態によって、地元の方に説明をするという段階を踏みたいと思ひております。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） まず1点目は、今の御答弁ですと、内部でその具体的な内容について今検討をしておる、そういうことでございますけれども、1万 1,000平米を購入するということがあるならば、当然、提案をするのであるならば、その段階で購入用地の中で給食センターの部分はどれだけ、ハリヨの池の保全のためにはどれだけとか、そういう内容について議会に明らかにするということは、提案する側の最低限の説明責任でなければならないと思ひます。ところが、本議案を見ても、もちろんこれは債務負担行為の補正であります。ただ、その前提として、資料等は中身は何にもない。これは、さきの議案を撤回したことに対する反省の気持ちが執行部には全くないということと同じであり、結局は議会に対して、非常に執行部は議事を軽視しておるというふうには私と思ひます。ですから、今の内容について御説明をいただきたいということですね。

次は、もっと安いところで1万 1,000平米を確保できる可能性はないのかどうか。今は堀越があつたからそれでやったということなんだけれども、この議案を提案する今でも、そういう可能性は全くないんですか。1万 1,000平米を給食センター用地として確保する可能性はないんですか。ハリヨはハリヨで別に保全はできるわけでありますから、給食センターであるならば、どうするのか。ハリヨの土地は、また自分たちで買うなら買う。何も1万 1,000平米要るわけじゃありませんから。その点についてお聞きをしておきたいと思ひます。以上です。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 先ほど申しましたように、まだ内部的なものでございますけれど、私ども教育委員会の願いとしては、1万1,000平米あるならば、率直な思いとしては、1万平米給食センター用地として欲しいなという思いを持っております。ただ、同規模のところが大体どれくらいそれでは土地をうまく活用しているかと、こういったことも一応調べております。そういった点では、教育委員会としては、その部分の土地をうちの方からこれだけでお願いしたいとお願いをする立場でございますので、そういった立場から言いますと、やはり最低でも7,000平米は欲しいと思っております。それから、ハリヨの池がございます。これはさっきから話題になっておりますように、市のいわゆる記念物という形で指定をしております。ですから、そこにはハリヨも現実生息しておりますので、その周辺整備、これは何がしかのといいますが、面積が要ると、そういうふうにとらえておるところでございます。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） ほかに10万3,000円より安い土地を取得できる可能性はどうかという御質問でございますけど、私どもは基本的に都市計画で言っています土地利用計画、それとの整合性も考えております。ですから、端的なことを申し上げまして、農振地域での土地取得というのは意識の中に置いておりません。それからもう一つは、各学校への配食の問題がありますので、その配食するための時間・距離、そういうものも考えていくと、おのずから場所というものが制約されるわけでございます。そういう場所で考えた場合に、ほかの候補として考えられる用地というものは、私どもとしては想定の中に浮かんでこなかったということでございます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑はありますか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 面積の確認をしたいんですけども、全体の面積3万8,471、そのうち畑屋に売られたのが5,840平米、堀越ウエスタンが1万5,977平米。先ほどの説明から聞いていますと、1万1,000平米という数字が出ておるんですけども、数字がちょっと正確な数字じゃないと思うんですが、全体がどれだけどうかということの内訳を教えてください。その1点と、今回の議案49号の説明内容を見ますと、給食センター用地ということになっていますが、ハリヨはここに全然出てないんですが、その辺の表示はどうなっているか。その2点。もし数字がきちっと答えなければ、議長、休憩ということをお願いします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） この面積ですね。要するに1万1,000平米。これは、現在、堀越さんが他の業者、要するに買いたいというところとのお話を進めておられますことに関連しての残りでございます。ですから、これは先方とのお話での、はっきり申し上げまして、境界の関係で

この面積というのは多少は動くというふうに考えております。ただ、大ざっぱな形としては、今御指摘のように、畑屋さんに処分された残りの面積のうち、堀越さんが既にお話しになっているところとの面積、それを引いた残りがこれだけの面積ということでございます。それで、その中でハリヨを入れてないのは、この面積の中でハリヨ公園として使える面積がどれだけになるかということは、給食センターの建物の敷地の面積、それから職員に対する駐車場、いろんなものを配慮していったときに、公園として使える面積がどれだけになるかということを確認な形で確定することは、給食センターの建物の構造・形態が決まらない限り決めかねるということで、ハリヨ公園の当初考えておりました規模での公園の設置というのは難しいという判断で、給食センターの中の一つの緑地帯の中に公園を残すという発想でいかざるを得ないという判断で、ハリヨ公園という言葉を前回の提案の中で申し上げました理由の中からカットしておるわけでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 先ほど西岡議員と同じようなことですが、あくまでも議案提案される内容については、やっぱり土地利用計画は素案なり市長提案でお願いしたかったということが私の一つと、今言っている現在の堀越の一番初めですね。要するに12月27日以前のトータルの数字は3万 8,471平米。先ほどとちょっと同じような内容なんですけれども、畑屋の南側は5,840.75平米、そして今、ウエスタンの建っておる、本当に今建っておる部分ですね。それが1万 5,977平米ということで、その差額。要するにそのところから堀越倉庫プラス・ハリヨの部分は今現在1万 6,684平米ですけど、最終的に市長の先ほど答弁によりますと、そういうような全体の内訳の面積がありますけれども、1万 1,000平米で今回土地開発公社の計上ということの解釈でよろしいですか。面積はよろしいですかね、間違っていないですね。ありがとうございました。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） もう一度はっきりと確認をしておきたいと思います。

面積は1万 1,000平米で、給食センターとハリヨの池ということでよろしいかということが一つ。

そして、財源確保、使うばかりじゃなく、財源を確保することもしなくてはいけない。現在はっきり申し上げまして、固定資産なり何なりが入っておるわけでございますが、市がこれを給食センターとして確保することによって、一遍に税収が、今ある分が減額されてしまうわけですね。市長、いろんなことを考えていいことを言われますけれども、なぜ市長のような賢明

な方が、現在入っておるところを市が給食センターに取得してやられるのか。私、そここのところがどうしてもわからない。やはり財政運営をするときに、このことが大きなあれだと。

もう一つ、先ほど青木室長が、探さなければいけないと思っていたら、ちょうど堀越さんの話があったからと、こんな話です。やはり巢南と穂積の給食センターを統合して何千食、これもやろうと思ったら、計画くらい簡単にコンサルでやってくれる。どれだけもお金をかけんでも、わずかの金でそんな計算は出てくると。それが、そういった給食の設備をするところにならどれだけの面積が要ると。だから、それに対して職員の駐車場、そういうものやったら、計画みたいなのは幾らでも早くできるんですね。そういうものもなされずに、安易な気持ちで出されておる。ましてや税金が宅地として入っておるのが、それをなくしてまで。入ることも考えないかと言いながら、入っておるのをなくしてしまう。

この問題に対して、私、3月でも買うのはいいですよ。けども、給食センターはだめですよ。税収が入っておるがね。だから、買って、そして企業誘致、環境を整えて下さいよ。それやったらいいですよ、賛成ですよと、そういう立場でちゃんと一般質問したんですね。市長、どうですか、そのことについては、私、決して一つも反対しておりません。そのくらいの賢明な松野市長やったらそれができるとして、私、実は質問もしてきたんです。

ところが、今度のあれは、本当の話が、こんなふうで決めちゃって、もう探さずに、そこに探さないといけないと思ったけど、あるからというふうな安易な気持ち。やはり本当に今の給食センターはどれだけといたら、つくる数によって、そういうメーカーに書かせたら、すぐこれは面積が出てくるんですよ。教育長、よく聞いておいてくださいよ。そういうのも教育委員会も問題になっておるから、ちょっと相談に乗ってくれんかと。やっぱり相談して、そういうものをきちっと出して、本当は出すのが本当なんです。普通では考えられんことでもあります。おおよその大まかなあれはやはり出さなくてははいけない。

そういうところが、先ほど農振は考えていないということですが、これは法律で認められておって、幾らでもできるわけでございまして、農振の中に土地を売りたい人もおるわけですから、税の安いところのやつを買って、やはり財政運営を本当に考えたら、安く土地を買って、そうして設備を少しでもよく整え、環境を整えて、そして瑞穂市の給食センターはすばらしいと、こういうものを建設してもらいたい、早くしてもらいたい。そういうことを思いながら、私の意見を申し上げ、質問です。

ですから、もう一遍聞きますが、1万1,000平米で給食センターと池も含めてでありますね。確認をしておきます。以上であります。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 1万1,000平米で、給食センターとハリヨの池を残すということでございます。ですから、今の御指摘、よくわかりますけれども、結局、給食センターにどれだけ使

うかによってハリヨの池の規模が決まってくるという形で、初めからどれだけが給食センターでどれだけがハリヨの池という設定はしてありません。目的はそういうことでございます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 学校給食センターの件ですが、私は昨年、文教委員会のメンバーということで入っております、給食センターについてはお話を教育長さんから聞いているんですけど、きょうの説明の中にもありましたように、何も具体的に考えてないと、こういったことを言われましたが、仮に私が自分のうちをつくりたいと思ったときに、設計しますね、こんなくらいのうちをつくりたい。そうすると、これくらいの土地が要るよと、これが普通ですよ。けれども、土地がどれだけあるかわからんから何にもできないと、こんなことでは説明ができないと思いますね。この統合については、それぞれ巢南の方も穂積の方も古くなってきたということでございますので、この統合についてはよろしいんですが、この計画をされた段階に、ある程度の基本的な考え方といいますか、それがあって初めて土台に乗ってくると思うわけですけど、再度、教育長の確認をお願いしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 卵が先かというような話にもなりかねないわけでございますけど、教育委員会としては、ある程度のめどとなるものというの一応考えております。特に前回の3月議会でございました。あのときに、多分、土地の方向も定まるだろうと、私たち自身はそういう思いをしておりましたが、継続審議ということになりましたので、それ以降もそれを想定しながら、幾つかの検討しなくちゃならない問題がございますので、一応考えてはございます。

先ほど申しましたように、敷地面積にかかわっては1万平米、それから建てる構造につきましては、あくまでまだ私たちの思い、案でございますけれど、鉄骨づくり一部2階建て、今度は床面積等にかかわりまして2,300平米内外、2階部分が500平米程度と。

それから駐車場、これは職員の駐車場もございまして、来客もございまして、やっぱり五、六十台の駐車ができる。もちろんこれはハリヨの池ともかかわってまいりますので、それとの関連の中で、ある程度の駐車場スペースも考えていかななくてはならないだろうということ。

それから調理能力、現在、二つ合わせて6,300食ほどつくっておりますので、一応の想定としては、児童・生徒数増も想定しながら、7,000食が賄える、そういった調理能力。それから配送車両、一応3台。

今度は厨房の方式でございますけど、これも議員さんの御質問にございましたように、ドライ方式。それから私たちの願いとしましては2献立、小学校・中学校全部が毎日同じだけではない、もう少し余裕を持って考えられる、そういった点では、いわゆる方式としては、ライン

といいますか、そういったものが2方式あるといいなと、そういった思い。

また、基本的なスタンスとしては、まず食の安全が一番第一、そのための施設設備、これについては、現在、空調施設というのがございません。けれど、これから先を考えたときに、やはり空調設備、これなんかも非常に重要になってくるだろうと。ただ、試算しても、これは相当やっぱりお金がかかります、これにかかるとは。それから、いわゆる2点目が環境ということにかかわって、これは確実に設置する以上は大変な配慮をしていかななくてはならないだろうということ。特に排水の問題、いわゆる合併浄化槽といいますか、その中へきちっとつないでいく。ただ、これにつきましても、試算をしますと相当なやっぱり金がかかる可能性がございます。それから騒音、それから臭気、実際、私も現在あるところへそばへ行ってみたんですけど、臭気については、やはりある程度は解決できるだろうというふうに踏んでおりますけれど、そういったこと。

一応そんな立場で幾つか基本的なスタンスということについては今検討を重ねてきておるところでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 初めて具体的な件をお話しされたんですが、あと1点確認しますが、運営の方法ですね。これもある程度固まっているんじゃないかというふうに思うわけですね。それから、給食センターについては特別委員会はつくりませんよというお話がございました。折を見て給食委員会の中でお話をしやっていくことになっているという3月の答弁があったんですが、給食委員会は開かれて給食センターの問題についてお話をされているか、確認したいんですが。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 運営の仕方というところが、これまた一つ大きな検討する中身であるということになることはもう間違いございません。先ほどちょっと申し上げておるのは、今時点で教育委員会が基本的なスタンスとしてという、これから申し上げるのも、そのスタンスというふうで現時点ではおとらえをいただきたいと思いますが、昨年来、PFI方式にかかわって、いろいろな調査・研究も重ねてまいりました。基本的には、この点については市長さんとも若干の意見交換もしておりますけれど、PFIという立場ではなしに、施設設備をつくる設置にかかわっては公、それから運営にかかわっては民間活力も活用していく。そんな立場で今は基本的な一つの案として、教育委員会の現時点での案でございますけれど、そういう立場を今持っております。

これにかかわって、これは議会でも答弁させていただいたと思いますけれど、教育委員会のみですべてを決めるというつもりはございません。当然、先ほど申しましたように、これはも

うまさに予算建ての方は市長部局に方をお願いすることでございますので、当然、市長部局とのすり合わせは、これは相当のエネルギーをかけてやらなくてはならないことだと思っております。

それから、御意見等につきましては、これも先般申し上げましたけれど、やはり学校給食運営協議会と、それから教育委員会の会議ですね。そこで御意見等をお伺いしながら、こんな立場で考えております。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） この給食センター建設に関して、今までに松野市長から、児童・生徒の給食のほかに高齢者の配食もできないかという発言が前にありましたが、それはどうなっていますか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今の高齢者の配食サービスも併設できないだろうかということの一つのテーマとして考えておりました、検討しておりますけれども、現在の段階におきましては、やれるとも難しいとも結論が今のところ出ておりません。私としては、いろんな問題があるかもしれないけれども、そのあたりをクリアしてやりたいという思いは持っております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） もう1点お聞きします。運営に関して、この議案が出た3月の段階で、新聞に3通りの方法があるだろうから、公設公営、公設民営、民間委託という、いろんな方の意見をお聞きして決めていきたいという最初の説明でした。さっきの説明だと、今は公設民営、ほぼ固まっているようですが、それからもう1点、高齢者の配食もするかどうか迷っていますという、まだ決定していませんというお答えでしたが、こういうことに関して、議員とか学校関係者とか親の関係とか、その意見を聞かないで決めていくのか。つまり、今、教育委員会と学校給食運営委員会には聞くということでしたが、広く市民の意見を聞かないでいくのでしょうか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 先ほど来申し上げております内容につきましては、現時点における教育委員会が考えていること、すなわち教育委員会としても、例えば三つの方式があるなら、教育委員会としてはこの方式で考えますよという、やっぱりそれを出さないことには論議も始まりませんので、ですから、そういった今立場の中で、私の言い方は公設・民間活力の活用と、そういう言い方を先ほどあえてさせていただきましたけど、教育委員会としてはそういったス

タンスを考えているということでございます。

それから、皆さんの意見をということでございますが、先般来申し上げておりますように、基本的には学校給食運営協議会の御意見を大切にしていきたいと。さまざまな方に入っていただきますし、今年度、まだ第1回目は開いておりませんが、この中では議会の代表の方にも入って、従来も入っていただいておりますので、そこでの意見は非常に大きな意味のあるものと、そんなとらえ方をしておかかわっていききたいというふうに考えております。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「議長」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 今回の土地取得と前に提案された取得との違いは、土地購入に対して、前は先行取得ということで目的がはっきりしないという買い方、今回は給食センター、またハリヨを育成するための池を保護する、そういう目的をはっきりさせた購入であります。そういう点で、目的をはっきりさせた場合に、きのうの一般質問がありましたけれども、付近の住民から、前の新聞報道によって給食センターが建つだろうということを予測し、それによって、建ってもらったら困るよと、こういう問題が起こるよということでの反対の署名が集まっているというのが現在の時点であります。総務委員会的时候にも、こういう住民の声にどうこたえるんだということで質問いたしましたけれども、そのときの執行部の答弁は、まだ目的がはっきりしておらんと、給食センターが建つかどうかもわからんのだと。そんなときに住民に話に行けるかということで、住民との話し合いはできんという態度であったわけですね。しかし、今度は目的がはっきりしたわけですね。購入する。給食センターが建つことは間違いないと、そういう時点でありますので、要するに住民の皆さんに説明し、納得していただいて、土地を購入し、建設すると、そういう方法が必要でないかなということを私は思います。

そういう中で、きょうのこの議案の議事運営を見ますと、きょうの質疑・討論で採決ということになってしまって、住民の対応をしないうちに採決しちゃうということになると、土地購入を決め、買ってしまってから、建てるでひとつよろしく頼むんだと、そういう説得の仕方より、今、こういう計画をしておると。議会へも議決してもらえるように諮っておると。住民の皆さんに説明をして納得していただく。その方が、受け取る住民の方の方が理解と納得がしやすいということを私は思うわけであります。

総務常任委員会も、今度建てられる同じような規模の給食センターがどういう状況であるかということで、瑞浪市の給食センターを視察してきました。そういう中では、ちょっと山手ですけれども、そう臭気もないし、迷惑のかからん施設という判断をし、きのうも市長も言っていました、大体、住民の皆さんの懸念してみえる方は納得し、解決できるということを私は思っております。そういう点で、それは事前に住民の皆さんの疑念を解消して納得していただ

いてから土地購入をすべきじゃないかということを私は思います。

そういう点で、きょうのこの議事の運営につきまして、きょう質疑、さらに討論、採決じゃなくて、この議会を延期して、その延期期間中に執行部が住民の皆さんと話し合って納得していただく、そういう措置をとれないかなあと。執行部はそういう方向がいいのか、そういうつもりがあるのかどうか、質問をいたしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 私ども、要するに要望書を出されました方々に対して、きちっとお会いして対応してお話をしております。それは、要するになぜ反対なのかということ、前にも申し上げましたけれども、それを理由はお伺いしております。そして、反対されましたその理由の問題が、私どもがどういうふうに解決していくかという具体的な手法とか考え方が整理できましたら、その問題を解決する方法について説明をさせていただきますということを申し上げて、そのとき、それならしっかりと話をしまいとということでお帰りいただいているわけでございますので、私どもとしては、今、御懸念になっているそれぞれの事項に対して、こういう状況でこうだということをお話申し上げさせていただくには、それなりの設備とか計画というものがきちっと出てきませんと、要するに議論がというか、説明がしづらい。抽象的に、水路へ出る生活排水はこういう基準をクリアするようにいたしますということだけで、ああ、そうかと。それだったら非常に簡単な話なんです、そんなもんじゃないと思うんですね。こういう施設でこういうふうにして処理をしていきますから、そして、その施設が動いておる例から見て、これぐらいの数字が排水数値です。だからこれは要するにこういう状態でございますということを説明申し上げることが必要だと思っております。ですから、私は手順として、そのあたりをきっちりと、そういう方々の反対をされている理由に対して納得していただけるだけのデータ、あるいは実績というものをお示しして御理解をいただくというふうの手順でいいんじゃないかと、このように思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 市長は、これから計画し、住民の皆さんの疑念を解決するためにいろんな計画の中で解消し、説明していくことを言われましたけれども、私は手っ取り早く納得・解決するのは、瑞浪へ行ってきましたけど、同規模の新設された給食センターを現地を見てもらうと。そして、こんなものが大体できると。こんなものだとということを目と肌で感じてもらうということが必要じゃないかと思うんですね。私たちも総務常任委員会でそういうことで行ってきたんです。地元の人にも、こんなものだぞということで話に行こうかなあと思ったんですが、なかなか会えなくて、まだそういうことになってないんですけれども、そういうことは即、執行部ならば段取りしてできると思うんですね。そういう点で、前もってそういう

話をしていって理解をしていただいた方が、後、スムーズにいくと。最初の歯車のかけ違いがごたごたのもとになると思うんです。そういう点で、これからもし建てる場合に、うまく住民の人に納得してやっていくためを思って私は言っておるんです。そういう点で、ぜひひとつそのことをお考えになって、さらにそういうことでやるなら、ちょっとこのぐらいの時間が欲しいと。この間、議会を延長して、話がまとまったら議決をします。そういう形にならないかということ再度質問します。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今のお話も御説明をさせていただく一つの手法だと思いますが、私どもといたしましては、要望の御意見に対して十分に配慮しながら、この計画を進めていきたい、このように考えております。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 今回の議案を提案されるに当たりまして、1万1,000平米、面積等は明らかにされてはおるんですが、この位置関係ですね。ハリヨの池等を含んでということでありますので、常識的に考えて当該地の西側であろうとは推測されるんですけど、この位置関係の図等のお示しが全くないわけなんです。やっぱり議案を審議するに当たりましては、大体こちら辺をめどとして購入したいよ等の資料をきちっとそろえていただいて、議員が議員としての責任の上に議決をするのが本来の姿ではないかと私は感じるんですけど、この図面等を資料請求で今したいわけですけど、執行部、よろしいでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） はい。別にこれは私どもが1万1,000をはじいたベースの論拠でございます。御要請があれば、本来ですと、御指摘のとおり事前に添付させていただかなければいけなかった事項かと思っておりますので、いつでも出させていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 市長、前向きな答弁、ありがとうございます。議長、そういうことでございますので、私は資料請求をして、それを見た上で議決等に至りたいと思っておりますので、御配慮、よろしく願いいたします。

議長（土屋勝義君） 議事の都合により、暫時休憩をいたします。

休憩 午後0時29分

再開 午後1時37分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

篠田君の質疑を続けます。

篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 許可をいただきましたので、質問の続きをさせていただきます。

早速の資料配付の方、どうもありがとうございました。ただ、1点、懸念を呈すれば、要求がある前に本来であればこういう図面等はつけていただきまして、適切に審査ができるようにしていただきたかったと、その点を申し添えて、また、この後に議員諸氏がこの図面等を見ていろいろお考えになり、議決等に立ち、これを買うとなれば、私、文教の常任委員長として、給食センター等の問題を常任委員会の中で一生懸命真摯に検討していきたいと思っております。ということで、質問の方はこれで終わらせていただきます。以上でございます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 質疑は私が最後になったようでございますけれども、簡単に確認の意味を踏まえて最後の御答弁をお願いしたいと思います。

面積は1万1,000平米、坪単価は10万3,000円ということをご過去に聞いておりますが、私の勉強によると、10万3,000円は切れるという感触を持っておりますが、10万3,000円弱でもそう安くはないと思いますので、市民の税金を投入する以上、でき得る限り安く折衝していただきますようお願いしたいということと、それから十九条地内、自分の地元から環境問題の請願が出ておりますので、最大限お話し合いをしていただきまして、新聞紙上で騒がれるようなことのないように、十分理解を積んでいただいた上で工事着工の方を進めていただきたいなあと考えておりますので、その3点について、ひとつ最後の答弁になると思いますが、松野市長からお答えいただきます。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） この図面を見ていただきましたように、堀越さんの用地で白地で塗ったところは、既にお話が進んでおるということで外したわけでございます。それで、図面の上での机上計算では1万1,000ということでございますが、実測、どうしても取引は最終、実測になると思います。多少のこぼこは出てくるかと、こんなふうに思います。

それから、単価の件でございますけれども、私どもは隣接地の、要するに堀越さんの取引事例というものを一応参考にして計上させていただきました。それで、私どもとしては、また具体的をお願いしていく段階の中で、公共用地でございますので、できるだけ御配慮をお願いしたいということで極力お願いはいたしますけれども、そういう取引事例が既に出ておりますので、大幅なことの期待はちょっと難しいのではないかと、こんなふうに認識をしております。

それから、隣接地の方の御要望というか御意見に対しましては、私どもとしては十分に配慮

して、御納得のいたたけるように努力をしていきたいと、このように考えております。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 私は、第49号議案に反対の立場で討論を行いたいと思います。

まず大前提は、先ほど福野助役に対する辞職勧告決議が多数で可決をされました。私はそこで、福野助役の態度を注目いたしておりました。しかし、今この段階に至っても、福野助役から、みずからの態度に対する表明は何にもなされておられません。本来であるならば、辞職勧告決議が可決をされた段階で、福野助役は議長に発言を求めて、その可決された内容についてのみずからの見解、今後の方向性について明確に態度を表明していただくのが筋ではなかろうかと、このように考えております。そして、そういう中で、今この議案に対する対応を迫られているという段階だと思えます。そういう立場からするならば、先ほども申し上げましたとおり、さきの議案を撤回した、そのことに対する反省の色というものが執行部にはないというふうに言わざるを得ないわけであります。それがまず大前提の反対の根拠です。

あと具体的には、とにもかくにも、まず初めに堀越の跡地の購入ありきという大前提そのものをやはり問い返してみなければいけない。といたしますのは、地方財政の原則というのは、最少の経費で最大の効果を上げていく、こういうことが基本であろうかと思えます。そういう意味では、先ほども申し上げましたけれども、安い土地がほかにないのか、そういうことも含めて、その可能性を探る、そういう時間も必要ではなかろうかと思うわけであります。

さらには、先ほど資料をいただきましたけれども、あれだけでは1万1,000平米の内容について、私が理解するには余りにも資料というには資料ではないというふうに言わざるを得ません。いわゆる給食センター建設の具体的な計画の内容の入り口にも立っていない、そういう内容であるというふうに思えます。

そういう意味におきまして、また反対討論、多数やられると思えますけれども、簡単ではありませんけれども、私の一、二点の反対の根拠を上げさせていただきました。以上であります。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番(山田隆義君) 原案に対する賛成の立場で申し上げたいと思います。

私は、市民の信託を受けた誠実な一議員であります。この行動は、人の意見も十分聞くわけですが、市民の代表の立場で、自分の良心に従い、行動をしております。その意味におきまして、この堀越紡績の土地の取得に関しましては、いけないことはいけない、賛成は賛成、こういう理念を持っております。そういう観点から、堀越紡績の取得の経緯から判断しますと、全部疑念が残っておりますので否決ということになるかと思うわけですが、その経緯をしっかりと議論を交わして、いけないところはいけない。それを具体的に申し上げれば、堀越紡績の面積、議案の出し方が不的確である。その最長の問題点は、窓口をとられました福野助役の辞職勧告決議案、これは非常に重いものがあります。今、その辞職決議案が賛成多数で可決したけれども、何の答弁もない、誠意がないじゃないかという同僚の西岡一成議員の反対の答弁の中に一言加わりましたが、福野助役は、その辞職勧告決議案の賛成論者の中に、人情家であり心の豊かな方、すばらしい人間性を持っておられる、そういうことを私は申し上げました。そういう性格を持っておられる方ありますので、恐らく辞職勧告決議案が賛成多数で可決をされた限りは、非常に良心に従って、複雑多岐で、その決断については動揺されておると思います。すぐ即答せよというのも、人間がいい人であるほど、なかなかしにくいと。人間があまり大したことない人は、すぐ裏表を返してくるということだと思います。重大な対処の仕方があるということで、簡単に即答はできないと、そういうことを理解していただきたいと思います。だから、福野助役の辞職勧告決議案の問題は、それは別に僕はお願いしたいと。

さて、本来のこの議案に対しましては、土地取得については目的を持っております。給食センターの建設、かつ、また、ハリヨの記念動物の保存という県からの行政指導の関係の中で、どうしても確保しなきゃならん目的があります。その二つの問題は、皆さん議員る経緯をわかっておられ、買わなきゃならんだろうということをお大半の人が思ってみえると思いますが、その経緯が気に入る人と気に入らない人とあるわけでありましようけれども、私は、ハリヨの問題はやむを得ない。かつまた、給食センターの問題は、旧巢南町の給食センターはまだあまり古くない。しかし、旧穂積の給食センターは非常に老朽化しておる。特に衛生上、将来ある子供に万が一中毒のような形が起きた場合は大きな社会問題になる。だから、大所高所の観点から、給食センターの統合と同時に、新鋭の建設をしていただいて、すばらしい給食を将来ある子供に与えていただくために、大所高所判断をして、私は賛成をいたします。

過去のいきさつは英断を下していただきまして、全員の方の賛成でひとつお願いをしたいと私は切望いたします。よろしくお願い申し上げます。

議長(土屋勝義君) 次に、原案に反対の意見を許します。

〔挙手する者あり〕

議長(土屋勝義君) 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 11番 小寺でございます。

私は、今回提案されました給食センター建設のための用地とハリヨ保護の池を含めた土地を購入ということについては賛成でございますけれども、議会の審議のあり方、さらには住民の皆さんの説得をすることについて必要だということから、反対の討論をいたします。

3月議会で第9号議案と第36号議案が総務常任委員会へ審査が付託されて、その中でいろいろ審査をしてきました。最後の総務常任委員会での私の最終討論の意見は、次のような意見を表明いたしました。第9号議案の瑞穂市土地取得事業特別会計条例制定については、目的がはっきりしない土地を購入するという条例であり、それは土地取得の方法としてふさわしくないということ、さらに36号で約12億の予算を提案されております。その予算の内容が既に他の企業に売却された土地まで含めた面積と額が組み込まれており、ずさんな予算である。そういう点では審議に値しない。そういう点から、執行部は今回の二つの議案については撤回をして、新たに目的をはっきりさせて土地購入の議案を提出すべきだと、そういう意見表明を総務常任委員会でしたところであります。ほぼ委員長報告もそのような報告になり、執行部もその意を受けて、今回の議会で撤回をされる経過となりました。

そういう中で、今回、議案第49号として、土地開発公社において新たに目的をはっきりさせて、給食センターの用地、さらにはハリヨ保護のための池の確保のために1万1,000平米の土地を購入するという提案がされてきました。先ほど質疑の中でも私は言いましたように、今回は給食センターという目的をはっきりさせた土地である。地元の方からは、前の土地取得の状況の中で給食センターもあり得るという新聞報道の中で懸念されて、給食センターに対する反対の署名・要望も出されておる。そういう人たちをしっかりと説得し、納得してから土地購入をすべきだと。そういう点で、きょう審議・可決するということではなくて、会期を延長し、十分地元の説得をし、その合意ができた上で議会で議決を諮る、そういう手続をとるべきだと主張したところでございます。そのような手続がとられなかったということで、今回の議案に対して反対を表明いたします。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 議席番号7番 翔の会 浅野でございます。

この件につきまして、賛成をさせていただきます。その本意は、今までいろいろな議論をなされてきた中で、執行部の方も議員の方も、それぞれいろいろと勉強されて精査されてきた結果が、今この時点であると思います。今、世の中、自然環境の保護という観点、それと将来ある子供が安全な食をとるという意味で、ウエットタイプ、ドライタイプという二つの施設があることに対して非常に危険を感ずるということで、この危険をなくすためには、やはり二つの

違った方式の給食センターを統合して、安全な給食を子供に供給するという観点で、二つを一つにするというこの案件につきましては賛成させていただきます。

ただ一つ、施工されるときに考えていただきたいのは、あの地点は非常に軟弱な土地でございますので、恐らく何本もパイルを打たれると思います。そのときに、ハリヨの池が濁水することなく、水脈の上に大きなパイル、またはミルクタイプのパイルを打っていただきますと、一気に水質が汚濁しますので、そういう点も考慮に入れていただきまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、やはりここに至りますには、いろいろと公序良俗に反する行為、また詐欺未遂、または市民に対する背任罪という未遂のような案件もございましたが、それについては目をつむって、この案件に賛成いたします。以上です。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 議席番号5番 熊谷祐子です。

私は、この議案に対して反対の立場で討論いたします。

堀越用地の取得について、難点は二つありました。一つは、土地面積、価格の2点に事実反する議案であった点です。この点につきましては、今回、再提案がされましたので、解決されていると思ひます。

しかし、いま一つ堀越用地の取得の議案について、依然として解決されていない問題があると思ひます。これは、計画として依然として大変ずさんだということです。私は、給食センターの建設に反対はいたしません。堀越用地の取得に反対するからといって、給食センターの建設に反対することにはなりません。給食センターについては、先ほどから話が出ていますように、ほかの土地でもいいはずで、なぜ給食センターにこだわるのでしょうか。私には、初めから堀越の土地を取得することが目的であったと思ひてなりません。市長は、2年前の公約でも、市民と一緒に市民の意見を聞きながら政策形成をしていきたいということ、たった一つの具体的な公約として打ち出されています。しかし、この給食センター建設について、今まで具体的なはっきりした形を示し、議会や市民の声を聞く場はありません。

ずさんの内容を幾つか申し上げますが、まず、土地の利用計画が決まっていない、決まっていない、決まっていないと言ひながら、何度も何人かの人に聞かれた後には、数字まで2,300平方メートル、鉄骨2階、車の台数から駐車場の数から、具体的なことを出されています。なぜ初めに出されないのでしょうか。二つ目、運営に関しても、3月に三つの方式のどれかをとりたいと言ひながら、市民や議会の声は聞いておりません。しかし、先ほどの話では、ほぼ決まっていると受けとめざるを得ません。三つ目、高齢者の食事もつくりたいと言ひながら、高

齢者の意見を反映する場もありません。つまり、この経過から私が結論づけますことは、決ま  
っていない、決まっていないと初めは言いながら、実は決まっているのではないかという思い  
がぬぐえません。これは、ほかの議案の出し方もそうでしたから。例えば、昨年5月に議員に  
なりまして、第1回の全協のときに、土地を三つ買いたいという話を市長はなさいました。そ  
のうちの一つは、今、バスターミナルになっている市長の土地でした。目的ははっきりしない  
けれど買いたいと、駅の近くだから何かに使えないかと。そして、12月28日だったと思いま  
すが、急遽、大野町のバスターミナルになりました。もう一つ、本田小学校が増築されました  
が、この件につきましても、2階を増設したわけですが、既にある校舎は3階だったわけです  
から、増築部分も3階建てという選択の余地があったにもかかわらず、初めから市民や議会の  
声は何も聞かないで、もう2階を建てるという結論だけが示されています。今回も、まず堀  
越の土地を買うという考えがあって、それに給食センターをどうしてもここで当てはめるとい  
う経過だ  
としか思えません。でなかったら、給食センターとしては、ほかの安い土地でもいいのでは  
ないでしょうか。したがって、私は、今回提示されたこの議案で給食センター建設を認めるこ  
とはできません。

繰り返しますが、理由は大きく分けて二つです。計画がずさんであること、本当に給食セン  
ターを建てたいならば、きちんとした計画を示していただきたい。もう一つは、安い土地に当  
たるべきだと思います。以上、反対討論をさせていただきました。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 議席番号1番 安藤由庸でございます。

第49号議案について、賛成の立場から討論をいたします。

今、熊谷議員から、本案件について計画がずさんである、それからまた土地の購入が先にあ  
って後から計画そのものが練られたんではないか等々御意見があったわけでありまして、  
現実問題といたしまして、旧穂積町の運営しております給食センターの老朽化があるという、  
これは事実としてあります。それからまた、現在、ウエット方式ということで運営をされて  
おりますが、これについては国の方から再三にわたって改善をするよう指示がなされている  
という事実もあります。それからあと、今回、給食センターの設置として出されております  
この土地のハリヨの生息する池、これについては県の方から保護してほしいというような指  
示も出て  
おります。以上、考えますに、まずハリヨの保護というものについては、天然記念物として  
の存在がありますので、これを保護していくということは、市として必要な行動だと考え  
ます。それから給食センターについては、今のウエット方式の旧穂積町の給食センターをこ  
こへ移転  
することによって、いわゆる最新式という言い方がいいかどうかは別にしまして、新しい方式

での給食センターを設置し、学童に対して給食を提供することができるようになるということで、これも必要であろうというふうに考えております。ただ、残念なことは、3月の議会におきまして、この案件が今議会まで延びた結果によりまして、いかにも土地の形がいびつになったというのだけは残念だと思っておりますけれども、それはともかくといたしまして、必要なものは必要だということで、購入をし設置をしということは大事だろうというふうに思っております。

各議員諸氏におかれまして、いろいろとお考えがあらうかと思ひますし、3月の議会におきまして執行部からの提案の仕方について若干の問題があらうという気はいたしますけれども、それとこれとは全く切り離しをしまして、要るのか要らないのか、この1点だけで議論をするべきだろうと思ひます。そう考えたときに、今回のこの懸案は、私といたしましては必要な案件である、これは購入するべきだというふうに考えますので、以上、賛成の立場で討論をいたしました。失礼いたします。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） 8番 堀でございます。

議案第49号につきまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

かねてから、この土地の取得につきましては私は賛成でありました。土地の利用目的について、給食センターでは反対でありますということを一一般質問で申し上げておきました。その理由としまして、一つとしまして、財政運営上、現在の税財源がマイナスになるような考え方。二つとしまして、この土地は農業農村工業導入法に基づいた工業導入地域でございます。当然、工業導入、企業誘致をすべきであります。雇用の創出を図り、財源の確保を図るべきであります。三つ目としまして、ハリヨの池の取得には私は大賛成だと。ところが、給食センターとの抱き合わせでありますので、私はそれではだめだというふうに思ひます。

給食センターの建設につきまして、私は決して反対ではない、大賛成でございます。ところが、そこに土地ありきで給食センターの新用地を取得する努力の経過も見られなかった。以上の観点から、今後の記録に残すためにも、この議案については反対の立場で討論をさせていただきました。以上であります。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 藤橋君。

12番（藤橋礼治君） 12番 藤橋でございます。

私は、賛成の立場で発言をさせていただきます。

いろいろと今、皆様方の御意見を聞いておりました。実は私も前の総務常任委員会の委員長という立場で、大変執行部を初め議員の皆様方には御迷惑をかけたと、こんなふうになっておりましたが、今いろんな御意見の中で、賛成の方が多いいんじゃないだろうか、こんなふうな私は気持ちで、私からももう一つお願いという立場、賛成の立場で発言をさせていただきます。

実は、私ども総務常任委員会に付託されまして、それが継続審査ということになりまして、時間はたちました。でも、今こうして皆様方が冷静に御判断をしていただけると、こんなふうに私は判断しております。大変うれしいという言葉でございますが、まだ採決があるが、ぜひ皆さんの賛成をお願いしたいと、こんなふうに思っております。

実は私ども前の総務常任委員会で、あの土地は瑞穂市の中心の位置にあると、こんなふう聞いておりましたし、自分でもそんな判断しておりました。実は、5月10日でございますが、総務常任委員会が一応空からヘリコプターで見ようじゃないかと、こんなふうで、ヘリコプターに乗りまして瑞穂市をずうっと回りましたが、やはり瑞穂市の中心の位置にあると、こういったことは、私は給食を配達するにはやはり中心がいいと思いました。ただ、私の初めの思いは、全部の土地を皆さんの御理解をいただいて取得できればと思っておりましたけれども、いろんな皆さんの御意見もちょうだいして、そしてこの1万1,000と、こんなふうに話がまとまってまいりました。ぜひ私はこの1万1,000平米をどうか皆さんの、この瑞穂市の将来の発展のため、また、子供たちのエネルギーになる新しい給食センターができて子供たちに与えられるような方向で、いろいろ事情があろうかと思いますが、その点はやはり皆さんも立派な議員でございますので、御判断をいただきまして、全員の方の賛成をお願いしたいと、こんなふうにして、私は賛成の立場で登壇したわけでございますので、よろしくお願い申し上げまして、私の賛成の立場で発言をさせていただきました。よろしくお願いを申し上げます。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） ほかに討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

議案第49号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第49号は可決されました。

---

日程第13 発議第3号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第13、発議第3号地方六団体改革案の早期実現に関する意見書についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

14番 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 議席番号14番 広瀬捨男でございます。

皆さんのお手元に配付しております発議第3号地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の趣旨説明を行います。

この意見書は、全国市議会議長会からの要請もあり、常任委員長 広瀬時男議員、小寺 徹議員、篠田 徹議員の賛成を得ましたので、会議規則第13条の規定により提出をいたします。

以下、趣旨説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

三位一体改革につきましては、昨年8月、地方六団体の総意として、国庫補助負担金等に関する改革案を小泉内閣に提出、以降8回に及ぶ国と地方の協議の場等を経て、昨年11月、平成17年度及び平成18年度における三位一体の改革に関する全体像が政府において決定をされました。しかしながら、この全体像においては、生活保護費負担金及び義務教育費国庫負担金等の事項について、平成17年度秋までに結論を得るとされ、なお多くの課題が先送りをされています。現在、これらの諸課題解決に向け、中央教育審議会義務教育特別部会等の関係機関において、地方六団体代表者を含めて協議を重ねているところであります。また、政府においては、6月中旬、平成18年度政府予算に向けた骨太方針2005を策定することとしておりますが、あくまでも地方六団体の改革案を踏まえた、おおむね3兆円規模の税源移譲を確実に実現することが肝要と考えております。なお、去る5月25日開催の全国市議会議長会第18回定期総会において同内容の決議案が可決されております。また、この意見書が可決されましたら、衆・参両院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、郵政民営化・経済財政政策担当大臣、総務大臣、財務大臣及び経済財政諮問会議に提出していただきたいと思っております。

以上、趣旨説明をさせていただきましたが、皆様の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（土屋勝義君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第3号は会議規則第37条2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第3号地方六団体改革案の早期実現に関する意見書についてを採決いたします。

発議第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、発議第3号は可決されました。

---

日程第14 発議第4号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第14、発議第4号地方議会制度の充実強化に関する意見書についてを議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 地方自治法第99条の規定に基づきまして、地方議会制度の充実強化に関する意見書を瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出させていただきます。賛成者は、棚瀬悦宏議員、山田隆義議員、小川勝範議員、浅野楔雄議員でございます。

私は、それでは案文を朗読いたしまして、提案とさせていただきます。

地方議会制度の充実強化に関する意見書。

平成5年の衆参両院における地方分担推進決議以降、地方分権一括法の施行や市町村合併に伴う地方自治にかかる地勢図の変化など、地方議会を取り巻く環境は、近時大きく変化してきている。

また、今日、三位一体の改革などが進められる中で、税財政面での自己決定権が強まれば、それに伴い議会の執行機関に対する監視機能を強化し、自ら住民のための政策を発信していかなければならないのは必然である。

このような中、二代表制の下での地方議会の役割は一層その重要性を増していることから、住民自治の代表機関である議会の機能の更なる充実と、その活性化を図ることが強く求められている。一方、各議会においては、自らの議会改革等を積極的に行っているところであるが、

これらの環境に対応した議会の機能を十分発揮するためには、解決すべき様々な制度的課題がある。

こうした課題は、現行の地方自治法が制定後60年経過し、「議会と首長との関係」等にかかわる状況が変化しているにもかかわらず、ほとんど見直されておらず、議会にかかる制度が実態にそぐわなくなっていることから、議会制度全般にわたる見直しが急務である。

21世紀における地方自治制度を考えると、住民自治の合議体である「議会」が自主性・自律性を発揮して初めて「地方自治の本旨」は実現するものであり、時代の趨勢に対応した議会改革なくして地方分権改革は完結しないと考える。

よって国におかれては、現在、第28次地方制度調査会において「議会のあり方」を審議項目として取上げ、活発な審議が行われているところであるが、地方議会制度の規制緩和・弾力化はもとより、議長に議会招集権を付与すること、委員会にも議案提出権を認めること、議会に附属機関の設置を可能とすることなど、地方議会の権能強化及びその活性化のため、抜本的な制度改正が図られるよう強く求める。

以上でございます。なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣となっております。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

議長（土屋勝義君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第4号は会議規則第37条2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第4号地方議会制度の充実強化に関する意見書についてを採決します。

発議第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、発議第4号は可決されました。

---

日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査

議長（土屋勝義君） 日程第15、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定によって、お手元に配付しましたとおり本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は……。

〔「議長」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 2番 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 動議を提案させていただきます。特別委員会の設置の動議でございます。

過日におかれまして、棚瀬悦宏議員より普通財産の見直しについての問題等が提起され、議員諸公の皆さんの理解することとなりました。この問題をそのまま放置することなく、特別委員会を設置して審議すべきだと考えますので、動議で特別委員会の設置を求めます。

議長（土屋勝義君） ここで議事の都合により、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後2時27分

再開 午後3時39分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は19人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま篠田 徹君ほか2人から発議第6号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、発議第6号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

---

追加日程第1 発議第6号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 追加日程第1、発議第6号を議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

2番 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 2番 翔の会所属 篠田でございます。

ただいま議長の許可を得ましたので、緊急動議につき、土地財産調査特別委員会設置に関する決議を御説明させていただきます。

名称、土地財産調査特別委員会。設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第6条。事件、土地財産の管理状況。目的、市が保有する土地財産を調査する。委員の定数、5人以上8人以下とし、提出の理由とし、市が保有する土地財産の管理状況を調査する目的で、土地財産調査特別委員会の設置を求める決議を提出するものでございます。賛同議員といたしまして、棚瀬悦宏議員、広瀬捨男議員の賛同をいただいております。どうぞ皆様の賛同をいただきますようによろしくお願いいたします。

議長（土屋勝義君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第6号は会議規則第37条2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、発議第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第6号土地財産調査特別委員会に関する決議についてを採決します。

発議第6号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。発議第6号土地財産調査特別委員会に関する決議についてが可決されましたので、委員を選任する必要があります。そこで、土地財産調査特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、土地財産調査特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

---

追加日程第2 土地財産調査特別委員の選任

議長（土屋勝義君） 追加日程第2、土地財産調査特別委員の選任を議題にします。

議事の都合により、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後3時43分

再開 午後3時48分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は19人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。土地財産調査特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、棚瀬悦宏君、広瀬捨男君、藤橋礼治君、小川勝範君、熊谷祐子君、広瀬時男君、篠田徹君、以上7人を指名したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、土地財産調査特別委員はただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより土地財産調査特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思えます。土地財産調査特別委員は正・副議長室に御参集ください。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後3時50分

再開 午後4時15分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は19人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

会議録署名議員の追加指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に指名されている議席番号18番 澤井幸一君が先ほどから退席されております。そこで、会議規則第81条の規定により、会議録署名議員に議席番号19番 西岡一成君を追加指名いたします。

土地財産調査特別委員会の委員長には棚瀬悦宏君が、副委員長には広瀬捨男君が決定しましたので、御報告申し上げます。

土地財産調査特別委員長から、会議規則第104条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。この件を日程に追加し、追加日程第3として議題にしたいと思えます。御異

議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、この件を日程に追加し、追加日程第3として議題にすることに決定しました。

---

追加日程第3 閉会中の継続調査申出書について

議長（土屋勝義君） 追加日程第3、閉会中の継続調査申出書についてを議題にします。

お諮りします。土地財産調査特別委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

---

閉会の宣告

議長（土屋勝義君） 会議を閉じます。

平成17年第2回瑞穂市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

閉会 午後4時17分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成17年 6月 9日

瑞穂市議会 議長 土屋勝義

副議長 星川睦枝

議員 棚瀬悦宏

議員 澤井幸一

議員 西岡一成